医療過誤における期待権侵害 : 最高裁判所平成二 三年二月二五日第二小法廷判決を契機として

著者	金丸 義衡
雑誌名	甲南法学
巻	53
号	2
ページ	53-90
発行年	2012-11-30
URL	http://doi.org/10.14990/00000743

は大きく異なってきた。一方では、

生存の期待という形で、生命という既に認められた保護法益の延長でとらえ

医療過誤における期待権侵害

最高裁判所平成二三年二月二五日第二小法廷判決を契機として

金

丸 義 衡

節

第 章

はじめに

第一 問題の所在

の結果に対する評価と同様に、非常に多くの関心が寄せられているところであり、医療水準論や説明義務論など、 昨今の高度化した医療環境において、どのような医療行為がなされるべきであるのかという問題は、 医療行為

の主観的期待をどのように保護するのかという観点からこれまで論じられてきた期待権概念には、多様な次元 これまでも様々な観点から論じられてきた。しかしながら、具体的な医療行為に対する過失評価とは別に、 患者

問題が含まれ錯綜した状況にある。すなわち、「期待権」という語を用いる場合であっても、 論者によりその内容

(甲南法学'12) 53-2-53 (161)

るとともに、その位置づけを明確化する必要がある。

ようとする見解もあるが、 て位置づける見解もある。そのため、期待権の概念は、はなはだ不明確なものとなっており、この議論を整理す 他方の極には、医療に対して期待しうる患者の利益という新たな保護法益の問題とし

第二節 検討の対象と方法

という観点から問題を整理することにしたい。以下では、最高裁判所平成二三年二月二五日第二小法廷判決(以 下、本判決とする。)を概観し(第二章)、その後これまでの判例 ては医療水準論の立場をとることを前提に、患者のどのような権利または利益が保護の対象とされているのか、 期待権という不法行為法上の新たな保護法益を分析するという目的を達成するため、本稿では、過失論にお (第三章) および学説 (第四章)を整理する。

その上で、現在考えられるべき期待権概念を提示する(第五章)。

1 裁判集民事二三六号一八三頁・判例時報二一〇八号四五頁・判例タイムズ一三四四号一一〇頁・裁判所時報一五二六号八頁 任の有無」法律時報八四巻八号一一六頁以下がある を受ける期待権の侵害のみを理由とする医師の不法行為責任を検討する余地がないとされた事例」現代民事判例研究会編 による損害賠償を認める余地があるとした事例〈判例研究〉」龍谷法学四四巻三号三一三頁以下、住田知也「適切な医療行為 法行為の成否 由とする不法行為訴訟の可否」私法判例リマークス四四号三八頁以下、平野哲郎「適切な医療行為を受ける期待権侵害の不 本判決の評釈として、吉田邦彦「適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする整形外科医の不法行為責任の有無 『民事判例Ⅲ』 一七二頁以下、 (消極)」判例評論六三二号(判例時報二一二〇号)一七二頁以下、手嶋豊「適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理 〈判例紹介〉」民商法雜誌一四五巻二号二四九頁以下、同 橋口賢一「適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする整形外科医の不法行為責 「医療行為が著しく不適切な場合には期待権侵害のみ

訴えたため、

- 2 頁以下、吉村良一

 『不法行為法 期待権をめぐる問題について、野澤正充『セカンドステージ債権法Ⅲ 為法等講義録』(信山社・二〇〇八年)六七頁以下、 一一年)一三七頁以下。円谷峻 1〇〇九年)三八二頁以下参照 『不法行為法 事務管理·不当利得』(成文堂·二○○五年) 九五頁以下、 第四版』(有斐閣・二〇一〇年)四三頁以下、潮見佳男『不法行為法Ⅰ 窪田充見『不法行為法』(有斐閣・二〇〇七年) 一四二頁以下、 事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社・二〇 吉田邦彦
- 3 生命や身体に対する具体的な侵害がなかったとしても、 医療水準論による過失の客観化という観点からすれば、 しかしながら、 かという要素、すなわち、一般的に医師に期待しうる医療行為の程度は、 故意過失と権利侵害を各別の要件とする二元論の立場からすると、 患者の何らかの法益を侵害する可能性があるのかという点である。 具体的な局面においてどのような医療行為がなされるべきであるの 責任論の中で既に把握されている問題といえる。 本稿で検討の対象とする期待権の問題は、

第二章 最高裁判所判決の概

第一 節 事案の概要

X は、

手術を受け、二ヶ月後に退院した。その後、 手術時に装着されたボルトの抜釘のために再入院するまでの А

昭和六三年に左脛骨高原骨折の傷害を負い、Yの経営するA病院に入院し、整形外科医Yの執刀により

わなかった。Xは、 病院に通院治療を受けていたところ、 ボルトを抜釘後は、 左足の腫れを訴えることがあったが、Yは腫れに対する検査や治療を行 自らの判断で通院を中止し、その後、 何度か別の主訴でA病院で診療

受けたが、左足の腫れを訴えることはなかった。 て格別の措置は講じなかった。 診察を行なったが整形外科的治療として満足できるもので問題はないと判断して、Xの訴えに対し 手術から十年後の別の主訴による診察時には、 手術から九年後、XはYに対し左足の腫 Xは腫れを訴えていない。 れが続いているなどと

論 説 手術から十三年後、 を受けたところ、Yuk皮膚科での受診を勧め、 ところが、手術から十二年後、無数の赤黒いあざができるなど、皮膚の変色が生じたことから、A病院で診察 B大学附属病院、C大学附属病院、 A病院の皮膚科において投薬治療等を受けたが、改善しないため、 D大学附属病院で診察を受け、 左下肢深部静脈 血栓症な

いし左下肢静脈血栓後遺症と診断された。

深部静脈血栓症にあることを疑うには至らなかった。そして、Aから最初に腫れの訴えがあった平成九年時点で 医において一般に認識されるようになったのは、 の結果残されたものであるが、下肢の手術に伴い深部静脈血栓症を発症する頻度が高いことが我が国の整形外科 この後遺症は、 手術およびその後の臥床、ギプス固定による合併症として左下肢深部静脈血栓症を発症し、そ 平成十三年以降であり、 YはXの左足の腫れ等の症状 0 原因

可能性を侵害されたともいえないとした。 を怠ったことにより、 上記事実関係の下において、Yが、必要な検査を行ない、又は血管疾患を扱う専門医に紹介する義務 Xに本件後遺症が残ったとはいえず、また、Xが、 本件後遺症が残らなかった相当程度の

は、

適切な治療法はなく、治療を施しても効果は期待できなかった。

するなどの義務を怠り、 し得る治療や指導を受けられない状況に置かれ、 しかし、 上記損害を賠償すべき不法行為責任を負う」として、期待権侵害による不法行為の成立を認めたのである。 その当時の医療水準にかなった適切かつ真しな医療行為を受ける期待権が侵害された旨のXの主張に 慰謝料三〇〇万円の限度で認容した。すなわち、「Yは、平成九年十月二二日の時点で、専門医に紹介 Xは、これにより、約三年間、その症状の原因が分からないまま、その時点においてな 精神的損害を被ったということができるから、 Yらは、

第二節 最高裁判所の判断(破棄自判)

静脈 ば、Xは、本件手術後の入院時及び同手術時に装着されたボルトの抜釘のための再入院までの間の通院時に、 を検討する余地はなく、 ものであるところ、 を負うことがあるか否かは、 なかった場合に、 の整形外科医において一般に認識されていたわけでもない。そうすると、 を勧めるなどしており、 に左足の腫れを訴えることがあったとはいうものの、 る期待権侵害による不法行為の成立を否定した。 く不適切なものであったということができないことは明らかである。患者が適切な医療行為を受けることができ たにとどまっている。これに対し、 年二月以後及び平成十三年一月四日にA病院で診察を受けた際、 九年十月二二日にA病院に赴き、 著しく不適切なものとはいえないとした上で、 しかしながら、 血 |栓症にあることを疑うには至らず、 医師が、 この問題について最高裁判所は、 本件は、そのような事案とはいえない。したがって、Yらについて上記不法行為責任の有 Yらは、 上記各診察の当時、 患者に対して、適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任 当該医療行為が著しく不適切なものである事案について検討し得るにとどまるべき Xに対し、不法行為責任を負わないというべきである。」と述べて、 Yの診察を受けるまで、左足の腫れを訴えることはなく、 Y₂ は、 専門医に紹介するなどしなかったとしても、 上記の各診察時において、 下肢の手術に伴う深部静脈血栓症の発症 期待権侵害につき以下の通り判断を下した。「前記事実関係によれ 患者の主訴や医師の診療経過を検討し、 上記ボルトの抜釘後は、 Y₂ レントゲン検査等を行い、 左足の腫れや皮膚のあざ様の変色を訴え Yが、Xの左足の腫れ等の 本件手術後約九年を経過した平成 の頻度が高 Yの上記医療行為が著 その後も、 医療水準に照らして 皮膚科での受診 いことが我が国 Xの主張す 原因が深部 平成十二 Y_2

論 第三節 な医療行為を受ける期待権の侵害は不法行為を成立させるのか、という主張である。すなわち、 -判決においてXから提起された問題は、 (4) 本判決の提示した問題点 相当程度の可能性侵害による損害賠償が認められない場合に、 医療水準に達 適切

決はXの主張を否定するに至ったが、この判断を最高裁判所の判例理論の中でどのように位置づけていくべきか ていない医療行為が行なわれた場合、生命や身体といった患者の法益に対する直接的かつ具体的な侵害が存しな いとしても、 独立した期待権が法的保護に値する利益として認められるのか、 という問題を提起している。 本判

を分析し、

期待権概念の明確化を図ることにしたい。

 $\widehat{4}$ 本稿では検討の対象外とする ても権利侵害要件を充足するのか、 延命や重篤な後遺障害が残らなかったであろう相当程度の可能性ではなく、重篤とはいえない後遺障害の場合であっ という問題も提起され、 従来の判例理論を踏襲して本判決において否定されているが、

第三章 裁判例の展開

第一節 下級審裁判例においては、 下級審裁判例の動向

理体制に不備があったために患者が死亡したが、 きなかったという事案であり、「十分な患者管理のもとに診察・診療をしてもらえるものと期待していた患者にと 初にこの概念を用いて判断を下したのは、 比較的早期から期待権という概念を認めて、患者の救済が図られてきた。最 福岡地裁昭和五二年判決である。この事件は、 解剖がなされないなどの事情により死亡との因果関係が立証 人工妊娠中絶の術後管 で

より患者が死亡するに至った事案において、

また、

債務不履行構成をとるものでは、

福岡地裁小倉支部昭

和

Ħ.

医師が胃がんを見逃したことに

精密検査を受ける機会を失い死期が早められたことについての損

当時の医療水準に照らして救命可能性が存せず、かつ、相当期間の延命も望めないという事情であるにも関わら とはもとよりであるが、 とを疑診した場合においては、 の請求のみは可能となる」と述べ、医師の債務不履行責任を認めて、本人慰謝料一〇〇万円を認めるに至った。 れるべき法的権利というも過言ではない。そうである以上、 とも必定というべく、 な合併症を有し、 っても、その可能性が皆無でない限り、 たうえ、その結果に基づいて、 てみれば、 そして東京地裁昭和六○年判決においては、 医療契約に関する債務不履行の法律構成として、「医師としては、当該患者について……重大な疾患があるこ その期待を裏切られたことにより予期せぬ結果が生じたのではないかという精神的 あるいはその疾患の進行程度等により、その治療方法が危検を伴うとか、その効果について疑 右にいう患者の期待(これを期待権といってもよい。)は、 たとえ救命又は相当期間の延命について治療効果があるとの確信が得られない場合であ 医療水準上可能な治療を施してその救命、 通常、 依頼者である患者に対し、 考えられる治療のため最善を尽すべく、また、 喘息の既往症を有する患者が肺癌により死亡した事例において、 右期待を裏切られた場合には、 可能な限り適切な検査を施して確定診断を行 延命をはかる義務を負うものであるこ 診療契約において正当に保護さ 患者が本件のように重大 それを理 打撃を受けるこ 由 に慰藉料

うに万全を期すべき義務を負っているものと解するのが相当である」と医師が負担する義務の内容について詳 に述べて、 の選択又は専門医への転医等の機会を与えるなどして、その治療及び看護について最善を尽し、心残りの 問がある場合においては、 精神的損害についての慰謝料六〇万円を認めた。 その患者又は家族に実状を説明し、 患者又はその家族側において、 八年判決は、 治療方針につい ょ

(甲南法学'12) 53-2-59 (167)

論 説 料算定の事情に組み入れている。 喪失について責任を認定しつつ、 賠償を認めている。 を失った事案において医師の債務不履行責任を根拠に一〇〇万円の慰謝料請求を認めているが、 この判決も債務不履行責任を根拠に三〇〇万円の本人慰謝料を認めているが、 現代の医療水準に照らした適切かつ十分な治療の期待が裏切られたことを慰謝 さらに、 宇都宮地裁足利支部昭和五七年判決は、(10) 誤診により胃がんの治療機会 延命可能性に 延命 可能性 0

いての生きる喜びを賠償額算定の考慮事由としている。

患者の適切な治療を求める可能性を侵害したといえるとして本人慰謝料四〇〇万円および近親者に各一〇〇万円 急搬送後に医師が転送義務を怠った事案につき、 平成六年判決が、 不法行為構成をとるものとしては、 逸失利益については否定する判断を下している。また、 肺がんの進行を遅らせられなかったこととの因果関係を認めて、 職場の健康診断での肺癌の見逃しにより治療機会を失ったという富山 患者の救命の 神戸地裁姫路支部平成八年判決は、(ユ) 可能性が絶無ではなかった場合には医師に 本人慰謝料四 ○○万円を認 事故による救 お いて 地

の慰謝料を認めた。

に入ると、 益として期待権という概念を用いて保護を図った事例も散見されるが、 性という準則を用いて判断を下している。下級審裁判例においては、 いったより具体的な事象を捉えて損害賠償の責任根拠を認めようとしている。 そして最近の下級審裁判例に目を転じると、(3) 慰謝料の柔軟性から、 考慮要素としては患者の医療に対する期待などを増額事由に含める傾向がみら 次に検討する最高裁判所判決の影響のもと、 比較的早期には生命身体とは異 多くは延命の可能性や治療機会の喪失と 他方で、 具体的な損害算定の段階 相当程 度の延 なる保護 可

れる。

0

のに対し、

最高

.裁判所はこの論理を採用せず、

次に、

最高裁判所は、

最高 裁判所の 法律構成としては、 患者の期待をどのように評価すべきかという問題を、 因果関係論におい て展

第二

節

最高裁判所判

例

0

開されてきた相当程 度の 可能性の問 .題と捉えてきた。

患者に対して肝臓病専門医が肝臓がんの進行を看過したために患者が死亡したという事例であり、 の時点で外科的切除術の実施も可能な程度の肝細胞癌を発見し得たと見られ、 意義務に従って患者につき肝細胞癌を早期に発見すべく適切な検査を行っていたならば、 ル・ショック事件を引用して因果関係の証明は高度の蓋然性で足りるとしたうえで、「当時の医療水準に応じた注(5) この点につき最初に正面から取り組んだのは、 最高裁平成十一年判決である。この事件は、 右治療法が実施されていたならば 遅くとも死亡の半年前 肝硬変を罹患した 東大ルンバー

認められる」として医師の検査を怠った注意義務違反と死亡との間の因果関係を認め、(エ) 長期にわたる延命につながる可能性が高く…… た通常の診療行為を受けることにより、 患者は……なお生存していたであろうことを是認し得る高度の蓋然性 (適時に発見されていたならば)……以後当時の医療水準に応じ 存命が期待される期

肝細胞 損害額の算定において斟酌される事情であるとしている。そして、この判決の第一審が、「注意義務違反により、(第)第) **「癌に対するある程度の延命が期待できる適切な治療を受ける機会を奪われ、** 延命の可能性を奪われ たもの

であり、 これにより精神的苦痛を受けたと認められる」として機会の喪失についての精神的損害の賠償を認めた

患者の生命を因果関係の終端におき、

は注目すべきである。 を軽減しようとしたものと評価される。 すなわち、 平成十二年判決で、 適切な医療行為があれば救命し得たであろうことを前提に、 患者側の立証負担

狭心症の発作に見舞われた患者に対し胸部疾患の

可能性

いのあ る患

(甲南法学'12) 53-2-61 (169)

、る点に

被侵害法益としてい

論

との 神的損害の賠償を認めた原審の結論を維持した。そこでは、「疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医(45) 度の蓋然性までは認めることができないとしても「適切な治療を受ける機会を不当に奪われた」ことを根拠に精 に対する初期治療として行なうべき基本的義務を果たさなかった医師の責任が問われた事例において、 の相当程度の可能性が認められれば医師の行為と相当程度の可能性の侵害との間の因果関係を認めることによっ 由を述べる。この判決においては、生命侵害の因果関係について高度の蓋然性が存しない場合であっても、 にかなった医療を行わないことによって患者の法益が侵害されたものということができるからである」とその理 最も基本的な利益であって、右の可能性は法によって保護されるべき利益であり、医師が過失により医療水準 行為による損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である。けだし、 死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは、医師は、 療行為が、 て賠償を認めうるとの立場を示しているとみることができる。これは、原審が機会の喪失について精神的損害 |間の因果関係の存在は証明されないけれども、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその その過失により、当時の医療水準にかなったものでなかった場合において、右医療行為と患者の死亡 生命を維持することは人にとって 患者に対し、 救命の高 0

相当程度の可能性のいずれも否定した原審の判断に対し、 原因不明の急性脳症に陥った患者が重篤な後遺障害を残すに至ったという事案につき、医師の過失、 さらにこのような被侵害法益の拡張という考え方は、最高裁判所平成十五年判決にも現れている。ここでは、(3)(3) 最高裁判所は相当程度の可能性の理論を用いて、 因果関係 原判

の俎上にのせたものと評価することができる。(2)(3)

たって、この段階において、生命侵害の拡張類型として生存の相当程度の可能性という新たな被侵害法益を議論

賠償を認めたのとは異なる論理ではあるが、結論として同旨ということで原判決が維持されたことになる。 (空)(&)

しが

きは、 存在は ζ 決を破棄した。 医療行為を受けていたならば、 義務を怠った場合において、 生命侵害の場合を念頭に展開されていた平成十二年判決の相当程度の可能性という考え方を「重篤な後遺 証明されなくとも、 医師は、 すなわち 患者が上記可能性を侵害されたことによって被った損害を賠償すべき不法行為責任を負う」 「患者の診療に当たった医師 適時に適切な医療機関への転送が行われ、 その転送義務に違反した行為と患者の上記重大な後遺 患者に上記重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されると が、 過失により患者を適時に適切な医療機 同医療機関にお 症の残存との いて適切な検 間 関 0) 転送すべ 因果関係 治療等 とし き 0 0

れまでの裁判例と同 平成十七年判決は、 様に相当程 度の 未決勾留中の被疑者の脳梗塞 可能性の理 論を用 W て、 重篤な後遺障害につい \sim の対応についての国 て損害賠償を否定した事案 家賠償法の 事例であるが、

が残された場合」にまで拡張することになった。

反対意見にお この判決には、 W ては、 島田裁判官・才口裁判官の両補足意見、 説明義務違反に関する一 連の最高裁判決に言及し、それらと同程度に保護され(38) 横尾裁判官・泉裁判官の反対意見が付されている。 るべ

きであるとの評 価に基づき、 生命、 身体、 死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性、 重大な後遺

切な検査 賠償を認めるべきである旨が述べられてい 症が残らなかった相当 治療等の 医療行為を受ける利益」 一程度の 可能性のほかに、 . る。38 が新たな保護利益として認められるべきであり、 「患者が適時に適切な医療機関へ 転送され、 同 医療機関 精神的 損

は、 張を視野に入れながら、 それ 仮にそれにより生命身体の侵害という結果は発生しなかったとしても、 に対して島田裁判官の補足意見においては、 「検査、 治療が現在の医療水準に照らしてあまりにも不適切不十分なものであった場合に 相 互の信頼 関係を基盤として成り立つ専門家責任 あるいは結果は発生したが因果関係 般 の拡

(甲南法学'12) 53-2-63 (171)

論 理由として損害賠償責任を認めるべき場合がある」ことを指摘している。 が立証されなかったとしても、適切十分な検査、治療を受けること自体に対する患者の利益が侵害されたことを 弁護士などへの責任範囲の拡張が「実定法に定めのない「期待権」という抽象的な権利の侵害」を認めることに また才口裁判官の補足意見においても、医療全般のみならず、専門的かつ独占的な職種である教師、

第三節 判例の立場

よって生じることになるとの懸念が表明されている。

められないことになる。 にのみ成立することになり、また、医療水準に則った適切な治療行為が行なわれている限り不法行為の成立は認 めてきたものと評価することができる。そのため、この規律によるならば、原則として死亡の結果が生じた場合 法行為法における被侵害法益としての生命を、 実際の死亡時期を超えた一定期間について相当程度の生存可能性が認められる場合に限定されている。これは不 を認めてきたのは、 めることには否定的な態度を示してきた。逸失利益の賠償まで認めるのかは明らかでないが、慰謝料として賠償 前提としているのは、そもそも医療水準に則った適切な医療行為が行なわれていたとしても高度の蓋然性をもっ て救命できたとはいえない場合に、患者側に何らかの権利の侵害があるのか、という事実認識である。この場合 次に、本判決が下されるまでの最高裁判所における判例理論を整理しておく。これまでの最高裁判所の見解が 最高裁判所は、まず、適切な医療行為を受けられるであろうという患者の期待権そのものに対して賠償を認 生命侵害と評価しうる可能性のある場合、すなわち適切な医療行為を受けていたとすれば、 延命可能性という形で拡張することによって成立要件の充足を認

が示されてきたわけではない。

または後遺症の不発生が確かとはいえないけれども、 為により延命可能性または後遺症の発症しない可能性が侵害されたとする法律構成である。 ていく方法、この場合、 る。すなわち、 また、 相当程度の可能性という被侵害法益の成立を認める場合、 医療水準にない医療行為により生命・身体が侵害されたとして従来通りの構成により賠償を認 後遺症 の問題は身体侵害に解消されることになる。もう一つは、 その可能性も不法行為上の保護に値するとの評価を行なう 不法行為の成立要件は複線化されることにな 医療水準にない医療 後者によれば、 延命

ことになり、

実際上は証明負担の緩和という結果を導くことになると考えられる。

た判例理論にしたがい、 たな保護法益を模索するものであるが、 専門家の責任として適切な医療を受ける権利の存在を承認する一方で、侵害行為の態様を限定することで損害賠 償責任の無制限な拡張を抑止しようと均衡をとる両補足意見の考え方である。 適切な医療行為を受ける権利を据え、これに一般的な保護を与えようとするものである。 示されることになった。一つは、反対意見で示されたように、説明義務違反の延長線上に新たな保護法益として 最後に、 平成十七年判決では、 損害賠償責任の認められる領域を拡張する方向で、これまでの裁判例上、 意見としてではあるが、それまでの判例理論に加えて、 下級審裁判例においても、この点については多数意見で示された確立 いずれも生命、 もう一つは、より広 さらに二つ 身体とは異なる新 何らかの傾 の方向性 が

- (5) 福岡地方裁判所昭和五二年三月二九日判決・判例時報八六七号九○頁参照
- (6) 前揭注(5)·九九頁参照。
- $\widehat{7}$ 8 前揭注 東京地方裁判所昭和六〇年九月十 (7)・一一二頁以下参照 ·七日判決·判例時報 号一○五頁参照

説

論

- 9 福岡地方裁判所小倉支部昭和五八年二月七日判決・判例時報一〇八七号一一七頁、 判例タイムズ四九五号一
- 10 官地方裁判所足利支部昭和五七年二月二 二五日判決・判例タイムズ四六八号一二 一四頁参照
- $\widehat{12}$ 11 $\widehat{13}$ 富山地方裁判所平成六年六月一日判決・判例時報一五三九号一一八頁参照 下肢深部静脈血栓症および肺血栓栓塞症を発症する危険性を有し、その他の危険要因も有する脳卒中患者については、 神戸地方裁判所姫路支部平成八年九月三〇日判決・判例時報一六三〇号九七頁、判例タイムズ九四二号二〇五頁参照
- 患者に対して、生体肝移植への言及をしなかったことに説明義務違反を認め、 が診療契約上の医療水準であり、不法行為における医療水準でもあるとして、重篤な非代償性肝硬変であり移植適応のある タイムズ一三三五号一七五頁)、平成十六年頃までには、成人の重篤な肝硬変については生体肝移植の存在を前提とした診療 救命し得た相当程度の可能性があったとして慰謝料の賠償を認めた事例(東京地方裁判所平成二一年十月二九日判決 二一年九月二九日判決・判例タイムズ一三一九号二一一頁)、絶対的手術適応とされる絞扼性イレウスの疑いがあるにもかか わらず必要な検査を怠らなければ、重度のショック状態に陥る前に開腹手術を開始することができた可能性が十分にあり、 えるが、死亡との因果関係は認められず、相当程度の生存の期待可能性のみが認められるとした事例(大阪地方裁判所平成 水準に照らして肺血栓栓塞症が生じることを具体的に予見可能であったといえるから、 相当程度の可能性侵害があるとした事例 適切な処置を怠った過失があるとい ・判例
- 七一」NBL六八八号六四頁、 最高裁判所平成十一年二月二五日第一小法廷判決・民集五三巻二号二三五頁。この判決についての評釈として、 一八頁、新美育文 八号一八三頁、同 子「作為・不作為の因果関係と「高度の蓋然性」」摂南法学二三号六一頁、 (平成十一年度重要判例解説 「医師の不作為と患者の死亡との間の因果関係」民商法雑誌一二一巻四・五号一二九頁、 「医師の不作為と患者の死亡との間の因果関係 年度主要民事判例解説 「肝細胞がん早期発見のための検査不実施と肝硬変患者死亡との間の因果関係」ジュリストーー七九号 「時の判例」ジュリスト一一六三号一四〇頁、同「最高裁 民法四三 澤野和博 八七頁、 「医療過誤における機会の喪失と損害賠償」ジュリストーー七七号一八八頁、 同 判例タイムズ一〇三六号一〇四頁、 「因果関係の立証」 別冊ジュリスト一八三号(医事法判例百選) 別冊ジュリスト一七六号(民法判例百選 八木一洋「最高裁判所判例解説」法曹時報五二巻 手嶋豊 時の判例Ⅱ 一時の判例」 加藤新太郎「取引法判例研究 民法―九〇」ジュリスト増刊号二 一六六頁、 法学教室二二八号一二四頁 第五版) 一六八頁 佐藤陽 寺沢知

14

阪地方裁判所平成二二年九月二九日判決・判例時報二一一六号九七頁)

参照。

六一頁参照

頁

杉原則彦

|最高裁判所判例解説

法曹時報五四卷四号一九九頁、

同

溜箭将之

「最高裁判所民事判例研究」法学協会雑誌一一八巻一二号一三四

「時の判例」ジュリスト一二一三号一三四頁参照、

「医師の過失により患者の生存可能性が奪われた場合に

おける損害賠償責任」名経法学一〇号一八七頁、

|要裁判例紹介

事例一」民事法情報一七五号五九頁、

澤野和博

時報 州薫 一六八八号二一三頁、 「医師の診療義務の懈怠と患者の死亡との因果関係」 水野謙 「医師の不作為と患者の死亡との間の因果関係」 私法判例リマークス二〇号七〇頁、 ジュリスト 吉田邦彦 一一六五号八二頁 「判例評論」 田

「医師の不作為と死亡との間の因果関係_ 年報医事法学一五号一四四頁参照

最高裁判所昭和五〇年十月二四日第二小法廷判決・民集二九巻九号一四一七頁参照

15

17 $\widehat{16}$ 前揭注 澤野・前掲注 (14)・二四三頁。 (14) · 一九一頁、 寺沢・前掲注 (4) ·七四頁以下、 水野・ 前揭注 (4)・八四頁以下は、

当該時点における死亡との因果関係を問題としたと評価する

18 八木 行為を受けていたならばいかほどの期間生存し得たであろうかという問いと、ある患者が適切な診療行為を受けていたなら 「時の判例」・前掲注 (4)・一四三頁参照。 八木「判例解説」・前掲注 (4)・一九五頁以下は、「ある患者が適切な診療

四五頁以下は、 死亡と延命と分けて考える立場が損害事実説として理解されることを指摘する。 ばある特定の時点で生存していたといえるか否かという問い」を理論的に区別すると整理している。

窪田・前掲注

- $\widehat{19}$ 鎌田・前掲注 ととらえた点に意義があるとしている (4)・七三頁は、事実的因果関係の問題を不作為の因果関係として処理し、 延命可能性の喪失それ自体を損害
- 20 平成八年六月二七日判決・ 福岡地方裁判所小倉支部平成七年五月十六日判決・民集五三巻一 民集五三巻二号二九七頁)においても維持されている。 一号二七二頁。この判断については、 原審 (福岡高等裁判)
- $\widehat{22}$ 八木「時の判例」・前掲注 14 • 四三頁、 新美「重要判例解説」・前掲注 (14) · 八八頁、 手嶋・前掲注 [14] · 一 二五頁参
- $\widehat{23}$ $\widehat{21}$ 前揭注 最高裁判所平成十二年九月二二日第二小法廷判決・民集五四巻七号二五七四頁。この判決についての評釈として、 「水準不適合の医療と死亡時の生存可能性による不法行為」 また、 (20)・二九六頁 加藤・前掲注 (14)・六七頁は、 この点の判断は留保されているとする。 民商法雑誌一二三巻六号九八頁、 平沼高明 「シリーズ医 稲垣

説

論

頁 見「医療行為に過失ある場合における因果関係の証明と不法行為の成否」 一〇四頁、新美育文「医療過誤による生存可能性の侵害と医師の損害賠償責任」私法判例リマークス二四号五九頁 五九〇号三三頁、渡辺達徳 民法四六」判例タイムズ一〇六五号一一四頁、 一最高裁 手嶋豊 「医師の注意義務違反と因果関係」 時 の判例Ⅱ 民法-八九」ジュリスト増刊号二一六頁、林誠司 「医師の過失ある医療行為と、いわゆる「期待権」侵害による不法行為」法学セミナー五五五号] 年報医事法学一七号一五四頁、 良永和隆 「因果関係が証明されない場合の医師の損害賠償責任」みんけん ジュリスト一二〇二号 「民事判例研究」北大法学論集五五巻三号二九七 加藤新太郎 「平成十二年度主要民事判例解説 (平成十二年度重要判例解 窪田充

 $\widehat{25}$ $\widehat{24}$ 前揭注 東京高等裁判所平成八年九月二六日判決・民集五四巻七号二六一七頁。 (24) · 二六一一頁

説)六九頁、

前田順司

「医師の注意義務違反と因果関係」

別冊ジュリスト一八三号(医事法判例百選)

六四頁参照

- $\widehat{27}$ $\widehat{26}$ 前揭注 渡辺・前掲注 (23)・二五七八頁 (23)・一〇四頁は、
- 28 前田 一・前掲注 (23)・一六五頁は、 期待権侵害論、 本判決が医療過誤訴訟の分野において期待権を肯定したものと位置づける。 治療を受ける機会の喪失論等の議論は一応否定されたとする。
- 29 杉原 事例六四」民事法情報二三七号七四頁参照 「時の判例」・前掲注 (23) • 一三五頁、 加藤・前掲注(23)・一一五頁、 塩崎勤「シリーズ医療過誤 重要裁判例紹介

 $\widehat{30}$

三一」判例タイムズ一一八四号七八頁、 責任があるとされた事例」判例評論五五 二二〇号六五頁、手嶋豊 最高裁判所 可能性を喪失させたことに基づく損害賠償」年報医事法学二○号一三九頁、 っていれば患者がその死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性があったとして医師に診療契約上の債務不履行 能性への侵害」民商法雑誌一三一巻一号一四五頁、 この点についての検討は別稿に譲る。同判決についての評釈として、寺沢知子「医師の検査義務不履行と相当程度の生存可 賠償の可能性を債務不履行構成の場合にも認めているが、本稿の主たる対象は不法行為による期待権侵害の成否であるため (最高裁判所平成十六年一月十五日第一 「スキルス胃がんにより死亡した患者について胃の内視鏡検査を実施した医師が適切な再検査を行 角田美穂子「スキルス胃がんで死亡した患者の「相当程度 号 (判例時報一八七六号) 一七八頁、 平沼高明「シリーズ医療過誤 小法廷判決・判例時報一八五三号八五頁) 大工強 澤野和博「死亡または後遺障害を回避する 重要裁判例紹介 「平成十六年度主要民事判例解説 は、 相当程 事例四五」 の延命可能性と医師の 度の可能性による 民事法情報

年度重要判例解説

八五頁参照。

行責任」私法判例リマークス三〇号二六頁、 責任」法学セミナー五九七号一一二頁、 稲垣喬「スキルス胃がんで死亡した患者に対する再検査の不実施と医師 飯塚和之「内視鏡再検査の不実施と相当程度の生存可能性の有 の債 判例タイム (務不履

ズー一五七号一一四頁参照

- 31 澤野 号一二〇頁参照、大塚直 主要民事判例解説 裁判所判例解説」法曹時報五八巻四号二六一頁、 があるとされた事例」大東法学一五巻一号一八九頁、 当程度の可能性の存在が証明されるときの医師の不法行為責任の有無」判例評論五五五号(判例時報一八八五号)一九○頁 関へ転送すべき義務を怠った過失がある場合において上記転送が行われていたならば患者に重大な後遺症が残らなかった相 度な医療を施すことのできる適切な医療機関へ転送すべき義務があるとされた事例 平沼高明「シリーズ医療過誤 転送すべき開業医の義務」民商法雑誌一三○巻四・五号二七二頁、 最高裁判所平成十五年十一月十一日第三小法廷判決・民集五七巻一〇号一四六六頁。この判決についての評釈として、 「医師の転送義務違反と不法行為」私法判例リマークス三一号四六頁、 「シリーズ医療過誤 ` 前揭注 (30)·一三九頁、 民法二九」判例タイムズ一一八四号七四頁、 重要裁判例紹介 「開業医の転送義務違反と後遺症が残らなかった相当程度の可能性」ジュリスト一二六九号 重要裁判例紹介 松原孝明 事例三七」民事法情報二一二号六三頁、 「開業医に患者を高度な医療を施すことができる適切な医療機関へ転送すべき義務 事例四三」民事法情報二一八号九八頁、 同 「時の判例」ジュリスト一二七八号一二八頁、白石史子「平成十六年度 石月真樹「民事判例研究」法学七〇巻一号一一八頁、松並重雄「最高 寺沢知子 林道晴「取引法判例研究 岡林伸幸「医師の転送義務違反」法律時報七七巻八 「時の判例」法学教室二八五号八〇頁、 小池泰「患者を適時に適切な医療機関へ 前田達明「一 開業医に患者を高 医師に患者を適時に適切な医療機 二四八」NBL七九二号六八頁
- 32 この判決においては個人病院の医師に課される転送義務についても争われているが、 ついてのみ検討する 本稿では被侵害法益と因果関係 0
- (33) 大阪高等裁判所平成十四年三月十五日判決・民集五七巻一○号一五一二頁
- 34 前揭注 (31)・一四七四頁
- 35 最高裁判所平成十七年十二月八日第一小法廷判決・判例タイムズ一二〇二号二四九頁、 評釈として、 塩崎・前掲注 (29) ・七〇頁、 日山恵美 「拘置所内において未決拘留中の者が脳梗塞を発症し重大な後遺症が 判例時報一九二三号二六頁。

説

留中の者が脳梗塞を発症し重大な後遺症が残った場合について速やかに外部の医療機関へ転送されていたならば重大な後遺 残った場合について、「相当程度の可能性の存在」が否定された事例」年報医事法学二一号一二四頁、 岡林伸幸「拘置所に拘

症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されたとはいえないとして国家賠償責任が認められなかった事例.

卷一号:二二一頁、 論五七四号 (判例時報一九四四号) 二一〇頁、 寺沢知子 「拘置所に勾留中の者が脳こうそくを発症し重大な後遺症が残った場合における医師の帰責評価 手嶋豊 「転送義務違反による患者の法益侵害とその証明」民商法雑誌一三五

ろば五九巻九号六八頁参照 摄南法学三五号一一五頁、 一「民事判例研究 八五五」法律時報七八卷一〇号七七頁、 三村義幸 「平成十八年度主要民事判例解説 円谷峻「拘置所での脳梗塞の発症と転送義務の有無」法律のひ 民法二九」判例タイムズ一二四五号七七頁、 橋口賢

36 一八〇三号二八頁、 日第三小法廷判決・民集五五巻六号一一五四頁、 最高裁判所平成十二年二月二九日第三小法廷判決・民集五四巻二号五八二頁、 三一頁、 最高裁判所平成十七年九月八日第一小法廷判決・裁判所時報一三九五号一頁、 一一六一頁、 最高裁判所平成十四年九月二四日第三小法廷判決・判例時報 五八七頁、 最高裁判所平成十三年十一月二七 三頁参照

37 前揭注 (35)・判例タイムズ一二〇二号二五九頁、 判例時報一九二三号三六頁参照

38 る。 円谷・前掲注 (35)・六八頁は、診療機会の喪失による賠償が認められる範囲の拡大に対する危惧に歯止めをかけたと評価。

39 前揭注 35 • 判例タイムズ一二〇二号二五五頁、 判例時報一九二三号三二頁参照

40 前掲注 35 • 判例タイムズ一二〇二号二五六頁、 判例時報一九二三号三三頁参照

41 平成十五年判決に示されたように、 こまでを含めるのかがさらに問題とされる 重篤な後遺症が残される場合にまで拡張するというときには、 (後述、 注 70 参照)。 重篤という概念によりど

(甲南法学'12) 53-2-70 (178)

因果関係の

証

明 度

らない

第四章 学説の状況

第一 節 成立要件における位置づけ

たように、 そもそも患者側のどのような権利が問題となるのか、という被侵害法益の問題としての位置づけと、 うに位置づけられるべきかについて検討していきたい。 ることができるとされてきた。 患者の期待を保護しようとする試みについて、これまでの学説上どのように考えられてきたのかについては、 立証責任の緩和という形で、因果関係論の中でどのように論じるべきかという二つの側面から検討: 本稿では、 因果関係論における現在の到達点を概観した後、 期待権侵害がどのよ 判例が示し

第二 不作為の因果関係

連

の医療過誤訴訟で争われてきたのは、

医師がなすべき医療行為を実施しなかったために患者の

何らか

の 利

この点については、 きるのか、という問題が前提となる。 益を侵害したといえるのか否か、すなわち、 民法および民事訴訟法上、 平成十一 医師の過失行為と結果の発生との間の因果関係を認定することがで 因果関係の証明の問題として取り上げられてきた。 年判決はこれが正面から争われた事例と評価することができるが、

件の立証責任は原告側、 まず、 のかが第一に問題とされた。この点につき、 現在の民事訴訟法上の通説とされる修正された構成要件分類説によれば、(3) すなわち患者側に課されることになる。そこで、因果関係をどこまで証明しなけれ 証拠の優越の程度で足りるとされる蓋然性説も有力に主張(4) 不法行為における因果関係 ば

(甲南法学'12) 53-2-71 (179)

論 説 ものという高度の蓋然性を要求するということで学説・判例はほぼ見解の一致をみている。(40)係の証明までを要求するものではない、として現在は通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信をもちうる れているが、東大ルンバール・ショック事件でも示されたように、(45) 法的因果関係は一〇〇%の自然科学的因果関

b. 因果関係の証明の緩和

(4)を用いて因果関係立証の負担を軽減してきており、また、確率的心証理論や、を用いて因果関係立証の負担を軽減してきており、また、確率的心証理論や、(4) その上で、なお患者側に因果関係の立証を求めることが酷であるといえる場合には、 因果関係の割合的認定、疫学的因 事実上の推定などの手法(47)

c. 証明問題と期待権侵害 果関係などの理論も被害者側の救済のために主張されてきた。

を緩和したとしても、直ちに不法行為に基づく損害賠償責任を肯定することはできない。 の結果は生じていたという状況が前提とされており、具体的な法益侵害が認められないため、 出することになる。ところが、期待権が問題となる事例においては、適切な医療行為が行なわれたとしても死亡 すなわち、 医療事故においては、 適切な医療行為が行なわれなかったために法益侵害が生じたという不作為の因果関係の問題として現 適切な医療行為が適時に行なわれていたならば生命、 身体侵害の結果は生じなかった、 因果関係の証明度

三節 保護されるべき利益(51)

a. 問題の所在⁽⁵²⁾

の生存への期待が奪われたという事例においては、この期待がどのように保護されるべきかという点が問題とな そこで、本稿の主たる課題である保護法益の問題を検討する。 前述したように、不作為の医療過誤により患者(ミョ)

亡との間に因果関係がないこと、つまり医師がどのような医療行為をとろうとも患者が死亡したであろうことを または身体、さらには相当程度の可能性以外の何らかの保護されるべき法益を措定することができるのではない 益との因果関係をどのように考えるべきか、という形で問題が提起された。これは、医師の過失行為と患者の死 前提にしているために生じた問題である。換言すれば、死亡することが確実であったとしても、 とりわけそのような主観的な、 すなわち、これまで保護法益の類型として認められてこなかった不明 患者の側に生命 が確な利

b 沒有棒成 か、という形で問題が提起されてきたのである。

たい。 それぞれの考え方の中でもかなりの見解の相違があるため、以下では各段階に応じて、簡単にみていくことにし 果関係の証明を軽減するための道具概念を用いることで損害賠償法上の救済を認めていこうとするものである。 ることにより、 法律構成としては、大別して二つの方向性が考えられてきた。一つは新たな不法行為法上の保護法益を創設す 患者の権利を保護していこうとする考え方であり、もう一つは医師の過失行為と死亡との 間の因

i. 新たな保護法益の創設

生命侵害における拡張類型として相当程度の可能性という法益を創設しようとするものに分かれる。 新たな保護法益を創設することにより患者の救済を図ろうとする見解は、これを期待権として構成するものと、

ii. 期待権

たという定式化により、本来受けられるべき治療機会の喪失を被侵害法益とすることになる。この考え方によれ 期 気待権という考え方は、 適切な医療を早期に受ける機会を逸したことや、 適切な説明または指示を受けなかっ

(甲南法学'12) 53-2-73 (181)

論

ば、 置かれることになる。具体的な状況において、そのような医療行為を受けることができるにもかかわらず、それ 一定の医療行為が受けられることを前提にしているため、医療水準にある具体的な医療行為の存在が念頭に

を享受することができなかったということが患者側の不利益ということになる。(55)

先端医療を受ける機会があるというにすぎない場合であっても、当該患者が受診した医療機関においても、 主観性を重視した期待利益の段階にまで高めていこうとする見解もみられる。この段階にまで至ると、医療水準(ミテ) にある具体的な医療行為が想定できない場合であっても、たとえば一部の医療機関でのみ行なわれているような さらに期待権という考え方を進めていくことによって、患者の適切な診療を受けることへの期待という、 より

権侵害という法益侵害が成立する可能性が生じることになる。

訟においては純粋に精神的損害の賠償として具体化することになる。 (8) にすぎず損害賠償の要件を不当に緩和させることになり、ひいては医療萎縮をもたらしかねないとの批判もなさ(8) 医療に対する期待というものを保護の対象としようとしているので、期待権を否定する見解からは主観的な利益 れている。他方、これを肯定する立場においても、そのような主観的利益に対する侵害であるため、 特に後者の主観的な意味での期待権という考え方をとる場合にあてはまるが、いずれにせよ、そこでは患者 不法行為訴

相当程度の可能性(60)

考えることになるため、 能性ということになるが、既に最高裁判例で拡張されているように、場合によっては重篤な後遺障害まで含めて この見解は、本来であれば延命可能性、 これに対して、相当程度の可能性という概念を用いて説明を試みる見解もみられる。これは原則的には延命 生命侵害に限定せずに相当程度の可能性として以下の議論を進める。

すなわち一定期間の生命の存続につき高度の蓋然性をもって認められ

(甲南法学'12) 53-2-74 (182)

間生命を維持しえたであろうという可能性にもその保護を拡張していこうとするものである。これは、平成十七間生命を維持しえたであろうという可能性にもその保護を拡張していこうとするものである。これは、平成十七 年判決までに示されてきた最高裁判例の立場に近いものといえるが、やはりこの中においても様々な違いがある る場合でなければならないにもかかわらず、生命・身体という不法行為法の基本的保護法益に加えて、 定の期

ため、

順に分析を行なう。

であるとしても、 多くの場合患者が稼働可能な状態ではないことを考慮しても、具体的にどのような算定方法となるのかは不明確 財産的法益としての性質まで有するかという点につき、考え方が分かれている。現在の多数説といえる考え方は 延命可能性を保護法益にするということから、これが生命侵害の場合に認められる逸失利益 財産的損害としての性質を排除するものではないとする見解である。 (®)G) のような

定できないとして否定し、慰謝料のみで評価しようとする見解も主張されている。ただし、この立場によるとし ても、どの程度の期間延命し得たかという部分の評価については、慰謝料の金額に反映させるべきであると説明 これに対して、相当程度の可能性に対する賠償においては、単なる可能性にすぎず具体的な逸失利益までは認

は、 次に、保護の対象として、延命の可能性に限定すべきなのかという問題がある。この点についての立場として 延命の可能性のみを考慮すべきであるとする見解、死亡に比肩しうるような重篤な後遺症が残らない可能性

されることになる。

の集積と今後の議論に委ねられることになると考えられる。(パ) 張されている。最高裁判所は、他の不法行為法の議論と平仄を合わせるように、重篤な後遺症の場合まで認めて(89) いると考えられるが、どのような後遺症が重篤と言えるのかについての具体的な基準は提示されておらず、事例 ついても認められるとする見解、 後遺症であれば軽微なものであったとしても考慮すべきであるとする見解も主(8)

証明で要求されるような高度の蓋然性までは要求されないというところまではどの見解も認めている。ただし、 また、 相当程度の可能性の議論においては、延命しうるか否かの判断について相当というのは、因果関係の

論 るとする見解も主張されており、後者の見解によるならば、期待権を認めるのとほぼ同様の結論に至ることになる。 懸念が示されてもいるところである。これをさらに進めて、 おらず、多少なりとも可能性があることが主張されれば事実上反証の余地を残さないまま肯定されてしまうとの 少なくとも判例においてはどの程度の確率が認められれば相当程度といいうるのかについての基準は示されて 一%でも可能性があれば相当程度の可能性といいう

性が証明されればよいとの見解も示されている。(トラン 蓋然性が必要であるとの立場が多数を占めているが、さらに患者側の証明負担の軽減の趣旨で、 最後に、相当程度の可能性と医師の過失行為との因果関係については、通常の因果関係の証明と同様に高度の 相当程度の蓋然

るものと考えられる。

道具概念としての相当程度の可能性

るということを立証しない限り、 は転換され、 程度の可能性との間の因果関係を論じることになる。そして具体的な立証負担という問題意識からすると、 とらえ、その因果関係の立証ができないという場合に限り、ある時点において患者が生存していたであろう相当 みられる。この立場は、あくまでも医師の過失行為を起点とする因果関係の終点として患者の死亡という事実を 水準を下回る医療行為が実施されたことが患者から明らかにされれば、それ以後の因果関係についての立証責任 相当程度の可能性の法理は、患者側の因果関係立証の負担を軽減するための道具概念であるとする見解もほう 医師は医療水準に合致した適切な医療行為がなされていても延命効果は全くなく、結果が同じであ 医師は責任を負担しなければならないことになる。(元)

医師

側

の行為評価を行なうことによって保護法益のあり方を模索することになる。この見解は、

行為評価を判断

利益として構成する方法であり、 .待権をどのように位置づけるのか、という点については、二つの方向性が考えられてきた。一つは、 もう一つは生命侵害、 相当程度の可能性侵害の延長線上に位置づける見解であ 固 有 0

第四

節

学説

評価

a. 期待権構

る。

定の医療行為を受ける機会の喪失として捉える考え方に分かれることになる。 期 .待権を固有の保護法益とする見解によれば、さらに、これを患者の主観的な期待を保護の対象とする見解と、

観的な期待を一般的に保護しようとする場合には、その外縁は不明確になりうると考えられる。

既に平成

という主観的利益を客観化することによって、すなわち、医師に対して客観的に期待しうる医療行為として期待 の内容を具体化することが考えられる。 七年判決でも指摘されているように、専門家責任に限定してみても、不法行為法上、 も医療事故における期待権という類型に限定してみるならば、 しようとする試みは、未だ成熟した議論とはいえない。しかし、裁判例の集積もあるように、 客観的な類型を想定することも可能となる。 主観的な感情を保護法益と 専門家責任の中で

には、 準の医療を受けられなかったという過失の基準との異同が問題となる。すなわち、 的な医療水準ではなく、 他方、 常に治療機会の喪失があり、 定の医療行為を受ける機会の喪失とした場合には、 著しく不適切な医療行為が行なわれた場合に限る、というように患者側の利益ではなく 期待権の侵害が生じるというように考えられるため、この見解からは、 医療水準論によって展開されてきた適切な医療 医療水準に達していない場合

論

少なくとも不法行為成立の前提として、一定の保護されるべき精神的利益の存在を前提としていると考えざるを 基準として取り込むことによって、行為不法的な観点から客観的な基準を定立しようとの試みと評価されるが、

b. 拡張された相当程度の可能性

得ないため、その正当化がさらに必要となる。

の賠償可能性も存することになる。これを現代医学の水準と併せて考慮すれば、 すれば、少なくとも理論上は、ごくわずかの可能性の場合であっても、精神的損害の賠償のみならず、逸失利益 賠償を認めていくべきであるという結論に至る。そして、生命という法益を保護するための論理であることから 存可能性であれ、 期待権の概念を、 何らかの可能性の存するときには、実際に行なわれた医療行為が医療水準に達していない限り、 相当程度の可能性の拡張として位置づけようとする場合、終局的にはごくわずかの生 即死の場合以外は、 何らかの賠

 $\widehat{42}$ 期待権の議論は、教科書において言及するものも少なく、未だ成熟しているとはいえない。そのためここでの紹介も限定的 な内容にとどまらざるをえないが、本稿の目的に必要な範囲で分析を行なう。

償が認められるという結論に至り、

あまりにも広範に賠償を認めることになってしまう。

- $\widehat{43}$ 野泰男『民事訴訟法 新堂幸司『新民事訴訟法 第二版補訂二版』(有斐閣・二〇〇八年) 三六九頁以下参照 一年)三五六頁以下、高橋宏志『重点講義 第五版』(弘文堂・二〇〇八年) 三九六頁以下、中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕『新民事訴訟法講義 第五版』(弘文堂・二〇一一年)六〇九頁以下、伊藤眞『民事訴訟法 民事訴訟法 上 第二版』(有斐閣・二〇一一年) 五三八頁以下、松本博之 = 上 第四版』(有斐閣・二〇一
- $\widehat{44}$ 徳本鎮 害の民事的救済と因果関係 「鉱害賠償における因果関係」 同『企業の不法行為責任の研究』一一六頁、 一同『企業の不法行為責任の研究』(一粒社・一九七四年) 一三〇頁以下、新堂・前掲注 五〇頁、 五八頁以下、 (43)・五七三頁以下 同「公

参照

(甲南法学'12) 53-2-78 (186)

- $\widehat{45}$ 前揭注 (15)・一四二二三頁参照
- 46 伊藤・前掲注 中野=松浦=鈴木・前掲注 (43)・三二九頁以下、 (43)・三五八頁参照 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 下 補訂第二版』 (有斐閣・二〇一〇年) 三九頁以
- $\widehat{47}$ 堂・前掲注 中野貞一郎「過失の『一応の推定』について(一)(二・完)」法曹時報一九巻一○号八頁、 (43)・六一七頁、伊藤・前掲注 (43)・三六三頁以下、高橋・前掲注 (43)·五五七頁以下、松本=上野·前揭注 一一号二〇頁、 三一頁以下、
- (43)・三八五頁以下、 中野=松浦=鈴木・前掲注 (4)・三六〇頁以下参照
- 同「逸失利益算定法への一疑問」同 『民事交通訴訟の課題』一八一頁、二〇一頁以下参照

倉田卓治「交通事故訴訟における事実の証明度」同『民事交通訴訟の課題』(日本評論社・一九七○年)

一二五頁、

六〇頁:

 $\widehat{48}$

- $\widehat{49}$ 文化社・二〇〇二年)二一八頁、二三二頁以下参照。 二年)一四九頁、一八三頁以下、吉村良一「公害裁判における因果関係論の展開」 瀬川信久「裁判例における因果関係の疫学的証明」加藤一郎先生古稀記念『現代社会と民法学の動向 同 『公害・環境私法の今日的課題 (有斐閣・一
- 50 証明度については、相当程度の可能性による救済方法を証明度軽減の目的であると位置づける見解から、 ることになる(後述第四章第三節 b.ii.参照)。なお、不適切な医療行為と期待権侵害との間の因果関係を認めうるのかという さらに問題とされ
- 問題は別に残されることになる。
- 51 この問題についての一般的論考として、石川寛俊 医療過誤訴訟法』(青林書院・二〇〇〇年)二八八頁、新美育文「医療事故事例における期待権の侵害について」自由 「延命利益、 期待権侵害、 治療機会の喪失」太田幸夫編 『新裁判実務大系
- 五頁参照。手嶋豊 と正義四七巻五号五七頁、 は留保しつつ救済を認めるべきことを述べる。 『医事法入門 中原太郎「機会の喪失論の現状と課題 第三版』(有斐閣・二〇一一年)二〇三頁は、 1 〈特集/実体法と手続法〉」法律時報八二巻一一号九 因果関係または損害のいずれに位置づけるか (甲南法学'12) 53-2-79 (187)
- $\widehat{52}$ 大塚直 「不作為医療過誤による患者の死亡と損害・因果関係論」 ジュリストー一九九号九頁、 一二頁以下、 前田 前揭注
- 53 第四章第二節参照

 $\widehat{54}$

鎌田 (23)・一六五頁参照 前前指 (14) ・七三頁、 前田・前掲注 (31) · 一九五頁、 吉田・前掲注 (2) : 六九頁、 吉田・前掲注

説

- 前揭注 (30) • 一二〇頁、 平野 「判例紹介」・前掲注(1)・二五四頁、 同 「判例研究」・前掲注(1)・三二一頁以下参
- 55 これに対して、延命機会の喪失として理解する立場からは、 の適否は過失判断の段階においてのみ評価されることになる。 具体的な延命可能性の存在がその前提とされるため、 治療行為
- 56 考慮されることになる。 な、最善の注意義務を要求するものとして機能し、他方で契約によって約束された利益として被侵害法益の設定においても の成立要件としては十分である。すなわち、契約によって高められた医療行為の水準は、一方で過失判断においてより高度 た診療契約の内容として具体化されているときには、損害額算定の問題は残るとしても、契約違反とすれば損害賠償請求権 なお、特定の医師の手術を受けるために特定の医療機関と診療契約を締結した場合のように、医療に対する期待が締結され (甲南法学'12) 53-2-80
- 57 権が認められたと評価する。 潮見・前掲注(2)・三八二頁、塩崎・前掲注(2)・七五頁。塩崎・前掲注(3)・六六頁は、平成十二年判決において期待
- 58 患者は期待権の侵害を理由に債務不履行に基づく慰謝料の請求ができるとした事例」判例評論二三二号 桜井節夫「一、人工妊娠中絶後における死亡事故について、 一三七頁、一四〇頁以下参照 るとした事例 二、医師の診療上の懈怠と患者の死亡との間に因果関係が認められないときでも、その蓋然性があるときは 術前の身体状況の検査、 術後の患者看視態勢に医師の懈怠があ (判例時報八八三号)
- $\widehat{59}$ 平野・前掲注 (54)・二五五頁、住田・前掲注(1)・一七五頁参照
- 60 当程度の可能性」をめぐる実務的論点」ジュリスト一三四四号六五頁、平野哲郎「イギリス・アメリカ・カナダ・オースト ラリアにおける機会喪失論と日本の相当程度の可能性(一)」龍谷法学四四巻三号七九頁参照 永野圧彦=伊藤孝至「「相当程度の可能性」に関する一考察・分析と展望」判例タイムズ一二八七号六三頁、志村由貴「「相
- 61 掲注(31)・二七八頁、杉原「判例解説」・前掲注(23)・二○九頁、同 野澤・前掲注(2)・一三七頁以下。円谷・前掲注(2)・九五頁以下、平沼・前掲注(2)・六二頁、 (31)・二八五頁以下、 稲垣・前掲注 (23)・一一四頁は、 溜箭・前掲注 (23) • 一四二頁、 新たな被侵害法益として認めつつも、 林・前掲注 「時の判例Ⅱ」・前掲注 (23)・三一六頁以下、澤野・前掲注 医療水準不適合と死亡時における生存可能性 (23)・二一七頁、小池・前掲 松並 (23) · 一九六頁 「判例解説」・前

- きことを述べる。 \証明のみにより賠償が認められてしまう可能性が無限定に広がりうるため、 本判決の趣旨は患者死亡の場合に限定するべ
- 62 生命の維持は純粋に保護すべき法益であるとの観点から、 たらしうるとの批判は検討の対象外とする。 W わゆる姑息的治療行為による延命が患者本人に精神的苦痛 をも
- $\widehat{63}$ 窪田 的損害か非財産的損害であるかはともかく)損害として位置づけることも可能であるとしている 一頁参照 (23) · 一九七頁以下。 ・前掲注 (2):二六九頁。 窪田・前掲注 また、機会の喪失そのものを、 (23) ・七〇頁、 八木一洋「最高裁 因果関係認定についての救済法理としてのみならず、 時の判例Ⅱ 民法-八九」ジュリスト増刊号二二 同 一四三頁)。 澤野・ (財産 前掲
- 64 可能性について逸失利益の賠償を認めることを示唆する。 平成十一年判決 最高裁判所もこの立場を支持していると考えられる。この点につき、 (前述第三章第二節参照) において法益侵害の問題と損害額算定を分けるべきことが示されているように、 八木「時の判例」・前掲注 (14)・一四三頁は、 延命の
- 65 松原・前掲注 (60)・七一頁、 (31)・二一○頁、新美·前揭注(23)・六二頁、 良永・前掲注 (23)・三六頁参照 松並 「判例解説」・前掲注 (31) · 二七八頁、 永野 = 伊 藤・
- 66 松並 の判決の射程は限定的に理解すべきであるとする。寺沢・前掲注 二%を考慮すると重大な健康侵害一般に広げたものではなく、 「判例解説」・前掲注 (31) · 二七七頁、 松並「時の判例」・前掲注 相当程度の可能性の存在を具体化したものであるとして、こ (31)・八一頁参照 (31)・一三〇頁は、 本事例における完全回復率二二・
- 白石・前掲注 (31) · 七五頁、 林・前掲注 (31)・七三頁、 大塚・前掲注 (31)・八六頁参照

 $\widehat{67}$

- 68 平沼・前掲注 適用されるべきであるとする。 (31)・一〇二頁は、 塩崎・前掲注 判決文中に限定する文言がないことから、 (29) ·七四頁、 松原・前掲注 (31) · 一九八頁、 後遺症が残存した場合にはすべてにこの法理が 新美・前掲注 31 四九頁参
- 69 照 近親者も固有の慰謝料請求権を取得するとした事例 近親者の慰謝料請求権につき、 女児の顔にひどい後遺症が残り死亡にも比肩しうべき精神上の苦痛を受けた場合に (最高裁判所昭和三三年八月五日第三小法廷判決・民集十二巻十)

号一九〇一頁

参照

説

論

野・前掲注

(23)・一九四頁、澤野・前掲注 (30)・一四三頁参照

- $\widehat{71}$ 70 杉原 一つの考え方としては、賠償金額が死亡の場合と同額以上になる場合には重篤であると評価することができよう。 「時の判例」・前掲注 (23)・一三五頁、 大工・前掲注 (30) ·七九頁、 杉原 「判例解説」・前掲注(23)・二〇七頁、澤
- $\widehat{72}$ 稲垣・前掲注 (30)・二九頁参照

 $\widehat{74}$

 $\widehat{73}$ 良永・前掲注 (23)・三六頁、平沼・前掲注 (30)・六七頁参照

良永・前掲注(23)・三六頁、平沼・前掲注(31)・一〇二頁、飯塚・前掲注

永野=伊藤・前掲注 (58)・六八頁参照

(30)・一二〇頁、溜箭・前掲注

(23) · 一四三

 $\widehat{75}$ 加藤・前掲注(23)・一一五頁参照。 岡林・前掲注 (35)・二〇三頁、

頁、澤野・前掲注 (23)・一九四頁、

- $\widehat{76}$ の違いにすぎない」と述べる。 前掲注(31)・二八四頁は、患者の死亡との因果関係が「高度の蓋然性を持って立証されれば、死亡に対する責任追及ができ、 吉田謙一『事例に学ぶ法医学・医事法 「相当程度の可能性」にとどまる場合でも、救命可能性の侵害に対する責任が成立しうる。両者の差異は、因果立証の程度 第三版』 | (有斐閣・二○一○年)三○三頁、林・前掲注 (31)・七三頁参照。 小池・
- 77 参照。 吉村・前掲注(2)・四三頁。手嶋・前掲注(3)・一八二頁、寺沢・前掲注 (30) · 一四九頁、 林・前掲注 (23)・三一七頁
- 78 吉田克己「現代不法行為法学の課題」法の科学三五号一四三頁、一四三頁以下、能見善久「新しい法益と不法行為法の課題 総論」NBL九三六号八頁、一三頁以下参照
- $\widehat{79}$ 橋口・前掲注(1)・一一九頁参照

第五章 おわりに

かを検討し、それを基礎として期待権概念を検討することにしたい。 以上、 判例および学説を整理してきたが、最後に本判決がこれまでの枠組みの中でどのように位置づけられる

第一節 平成二三年判決の評価

者の W 準を超えて適切な治療を受けられるとの期待権があるかもしれないが、 かが問題となった事例である。この点について、 転医義務などを否定した上で、それでもなお患者がより適切な治療を受けられるよう配慮すべき義務があるか否 ては完治とされ、 本 側 の期待を裏切るような著しく不適切な医療行為が行なわれた場合に限るとして期待権侵害の訴えを退け 深部静 本件後遺障害が残される可能性はなかったとして、 脈血栓症という診療当時の整形外科医の医療水準にはない知見につき、 最高裁判所は、 たしかに患者の側には、 医師に課される直接的な義務、 期待権の侵害が問題となりうるのは、 場合によっては医療 つまり整形外科とし 説明義務 患

・「相当程度の延命可能性」法理の限界

での判例理論にしたがい、 という被侵害法益の存在を前提に、 側にはそのような治療を行なわなければならない義務があるという認識があると考えられる。 でも し適切な医療行為を受けられていたとすれば患者は死亡しなかったであろうという因果関係の文脈に た可 !度の延命可能性として展開されてきた。この背景には、 定の延命が望めたに違いないという前提から出発し、 能性がある場合に限定して適用されてきたと考えられる。 これまでの判例理論に従えば、 相当程度の延命可能性についての損害賠償は問題としていない。 延命の可能性がある場合や、 患者側の適切な医療を受けられるべきであるという主観的な期待は、 このような医療行為を行なえば患者は助からない 患者本人が否定の意思を明らかにしない 死亡に匹敵するような重篤な後遺症が残らなか 本判決も軽微な後遺症であることから、 したがって、 、限り医 お これ ま 相 4 0

b.

「期待権」の被侵害法益としての承認

論

らさらに期待権へと展開するためには、生命・身体とは異なり、(80) 療行為とすることで、 または相当程度の可能性侵害により権利侵害要件を認定するのに対し、期待権侵害の場合には著しく不適切な医 保護法益の類型が創設されることになると考えられる。医療水準に満たない医療行為により過失要件を、 性への飛躍は、 ために期待権が侵害された場合との二つが検討の対象とされることになる。因果関係不存在から相当程度の可能 に満たない医療行為を行なったために相当程度の可能性が侵害された場合と、医療水準をおよそ満たしていない きない場合であっても、 る。これによって、裁判例のところでも検討したように、医師の過失行為と生命侵害との間の因果関係が認定で れなかったことに対して期待権侵害による不法行為成立の可能性を認めた判決であると位置づけられることにな これに対して本判決は、そのような重篤な後遺症にまでは至らない場合であっても、適切な医療行為を受けら 同種の法益を基礎におき、立証責任の軽減という観点から説明することが可能であるが、そこか 期待権侵害の成否に行為者の行為評価が含まれることになり、 被侵害法益が異なるために、以下二つの法律構成が考えられうる。 抽象的な人格的利益の保護に向けられた新たな 違法性論と相関関係説の枠 すなわち、 医療水準

本判決の射程

づけていると考えられる。

組みでとらえるかどうかはともかく、

生命侵害の場合の拡張類型というよりは、むしろ人格権侵害の類型に位置

療行為、 保護されるという範囲は限定的に捉えられるべきものである。すなわち、通常の医師であれば当然行なうべき医 他方で、本判決においても結論として損害賠償請求を否定しているように、先に述べた患者の主観的期待が 何らかの病変を疑い検査を受けさせたり専門医を紹介したりする局面において、 医師があえてそのよう

とした場合にも、

ら、学説上これまで論じられてきた典型的な期待権侵害の場合とは異なり、 しく不適切な医療行為による期待権侵害という不法行為の成立を認めるという定式化を行なっているのであるか な方途をとらなかった場合に限り、 つまり医療水準を大きく下回る医療しか提供していなかった場合に限り、 きわめて限定的な局面となると考え

られ え。 る。 83

客観的な期待の保護として顕現するべきであり、患者の自己決定権を保護するための議論とは区別されなければ られていない。 という既に確立した保護法益の延長線上に期待権概念が示されており、固有の保護法益としての位置づけは与え 認めた点にその意義があると考えられる。ただし、 能性が認められなくても、 本判決は、 既に平成十七年判決で指摘されていた新たな法益として、延命可能性や重篤な後遺 むしろ補足意見で示されたように、 適切な医療行為を受けられるであろうとの期待権侵害による不法行為の成立可能性 平成十七年判決の反対意見における議論では 専門家責任の一つとして期待権概念は、 医師に対する患者 症が 説明義務違 残らない 可

第二 一節 期待権 概念の位置づけ

待を保護の対象とするために、生命、身体、およびその延長線上にある相当程度の可能性侵害がない場合に、こ 期 、待権概念をどのように位置づけるべきかについては、 適切な医療を受けられるという患者の医療に対する期

けることができるという一般的な期待は、 れらとは別の人格権に基づく新たな保護法益として期待権が認められることになる。もちろん、 帰責評価の段階で当然に保護の対象として考えられてきた。しかしながら、 医療水準論においても論じられてきたように、生命、 従来考えられてき 適切な医療を受 身体を保護法益

(甲南法学'12) 53-2-85 (193)

論 に保護の対象とはされないという事態が存在していた。ここに期待権という新たな保護法益を想定することによ た枠組みでは、何らかの具体的な法益侵害があって、 る程度まで補完されるに至っているが、それでもなお患者には具体的な喪失が生じているとは認められないため 保護の対象として認められてきたにすぎない。この点については、 すなわち医療過誤事例であれば生命、身体侵害があって初 相当程度の可能性の議論によって、

性を保った扱いを受けるという人間の尊厳を保護することができることになる。

十分な治療を受けられていたであろうという患者の精神的利益、

準論とは異なり、 害が問題となると考えられる。これは、患者の期待という主観的な内容を、一般化された抽象的 構成されることはもちろん、生命、身体といった絶対的に保護されるべき保護法益とは異なり、侵害行為の態様 容は、 ごとに類型化された医療水準に達している医療行為であると考えられる。このような医療を受けられるという内 能な医療行為という形で客観化した期待権概念である。この基準は、医師としてあるべき基準を決定する医療水 であれば通常行なうことが期待される医療の水準すら満足しないような医療行為が行なわれた場合に、期待権(%) という限定を付しているように、期待という主観的な事情を保護の対象としようとするには、 くであろう一般的な医療に対する信頼を裏切るような態様での医療行為があって初めて、すなわち一般的な医 も期待権の外縁を画するためには併せて考慮の対象とされるべきである。したがって、一般的な患者であれば抱 患者が医療に対して可能な期待をどのように設定すべきかについては、第一次的には、 患者が期待してもよいと考えられるからである。他方、本判決においても著しく不適切な医療行為 医師であれば当然なすべきという最小限度の基準として機能することになる。 精神的利益として 特定の医療機関 な医師 に期待 可

独立した精神的利益として期待権をとりあげる場合には、正当な医療への期待を裏切るような行為は

、より一般化するならば、最小限度の適切

残され

料の中に埋没させられていた、適切な医療行為への期待が裏切られたという点に限定された期待権侵害が表出 程度の可能性侵害が成立する場合には、より大きな保護法益として、期待権侵害の評価は生命、 機能することになると考えられる。したがって、具体的な法益侵害が存在しない場合に限り、これまで死亡慰謝 全て期待権侵害を構成することになるが、既存の枠組みにおける生命、 期待される医療行為を受けられなかったという精神的損害の評価は、 身体侵害、またはその延長としての相 死亡慰謝料の考慮要素として(87) 身体侵害の評

ることになるのである。

られる。 いために、第三の類型においては個人の尊厳という人格的利益の侵害となるために精神的損害の賠償のみが認め(※) しうることになる。 は存しないが、通常の医師であれば期待できる医療行為すら果たしていないという第三の類型までが責任を肯定 生存可能性が認められるという第二の類型、 侵害されるに至るという第一の類型、高度の蓋然性をもって救命可能性を認めることはできないが、 以上から、医療過誤事例においては、医療水準に達しない医療行為が行なわれた場合、 ただし、第二の類型においては、 医療水準に則った医療行為が行なわれたとしても救命 延命の相当程度の可能性を財産的に評価することができな 直接的に生命、 相当程度 可 が

期待権侵害類型の模索

本判決によって示された期待権侵害の枠組みは、

般論として期待権の存在を前提としており、

理 論

的

定しうるとしても、

賠償を否定した事例であるため現実的にどのような局面において機能するのかは明らかでは には背 (甲南法学'12) 53-2-87 (195)

説 ない。 場合の医師の行為評価を、 医療に対して患者が具体的にどのような医療行為を期待してよいのか、 医療水準を満たさない医療行為を客観的行為義務違反と認定する一般的な過失要件と またその期待が裏切られたという

論 の関係でどのように考慮するのかなど様々な問題点が残される。さらに、平成十七年判決でも方向性が示されて いるように、医療事故という類型を超えて、 一般的な期待権として専門的役務を提供する場合全般にまで、 さら

説明義務違反との関係

しうる類型の外縁を検討することもさらに必要となる。(8)

には一定の信頼関係を生じさせる人間関係一般の事例にまで拡張される余地が残されるため、

択における自己決定の機会の保障については、 行為の場合に限定して人格的利益の保護が図られるという状況が生じることになる。 のに対して、具体的な医療行為の実践において想定されている期待権侵害の問題としては、著しく不適切な医療 どのような関係に立つのか検討することも必要になる。すなわち、 合であっても説明義務違反による人格権侵害を肯定し、慰謝料の賠償を認めるという法律構成を承認するのであ 本判決が著しく不適切な医療行為を行なった場合にしか期待権侵害を認めないという立場を示したことと、 医療事故事例においては、 とりわけ、 乳房温存療法の事例における説明義務違反のように、未だ医療水準に達してい 医師の説明義務違反をとらえて損害賠償責任を認定していく判例理論が形成 医療水準に一応達していたとしても責任が肯定される場合がある 説明義務違反が想定しているような、 ない

ている事例というのは、 決定権が保護されるという、まさしく意思の自律を保護するという局面であるのに対して、 説明義務違反の事例においては、 進行中の医療行為について、 当該説明により治療を受けるか否かの選択が生じ、それによって患者の自己 当該医療行為が適切であるか否かという客観化された期待 期待権が念頭にお

期待権概念で把握

84

第三章第二節参照

すなわち、 の保護、 すなわち通常の患者であれば通常の医師に対して期待しうる客観的な信頼の保護が問題となっている。 保護法益の違いにより、 行為義務の基準が異なるという結論に至るものと考えられる。

- 80 は、本稿で用いる狭義の意味での人格権からは独立した法益として位置づけられる。 とするような生命、身体侵害の類型や、パブリシティーの権利、 般的な人格権概念を介さずに固有の法益として保護されるものと位置づけている。したがって、 人格権概念の定義については議論があるが、 本稿においては、 既に独立した保護法益として認められた類型については、 精神的利益のみを対象とする自己情報コントロール権など 財産的利益をも保護の対象
- 81 医療水準論による過失評価を前提とした場合、 本判決の手法によるならば、 権利侵害要件の判断において、

厳しい行為評価を再度行なうこととなる。

- 82 期待権を侵害したといえるとして慰謝料六○万円の賠償を認めている。 絡の過誤により三〇分も輸血の手配が遅れたことは重過失ともいうべき著しく不適切な措置であり適切な医療行為を受ける に高度の蓋然性があると認めることはできず、相当程度の可能性があるとも認められないが、 実践すべき輸液ないし輸液を適時適切に行なっていたとしても、 本件最高裁判所判決を受けて期待権侵害を認めた事例として、 三五四号一九二頁)が、羊水塞栓症を原因とする播種性血管内凝固症候群への対応として、出産当時の医療水準に基づいて 大阪地方裁判所平成二三年七月二五日判決 救命可能性が向上するとはいえず、 一刻を争う緊急事態に電話連 死亡時点における生存 (判例タイムズー
- 83 このような限定を行なわないとすれば、災害現場におけるトリアージのように、 れた者に対しても医療水準に則った行為であるとして過失を否定することは可能であろう。 ないと判断して治療をあえて後回しにしたような場合でも、 きわめて不都合な結論に至る可能性もある。ただし、 個々の患者からみれば期待権侵害が成立する余地が生じること トリアージによる優先順位の決定が、 通常の医師であれば救命可能性 劣後する順位付けをさ がほとんど
- 85 医療行為における説明義務違反と期待権侵害の違いについては、 後述第三節 b.参照
- 86 般的な医師に対して、 一般的な患者が、 少なくとも期待しうる医療行為の水準の一つとして、 現状、 医療慣行の水準が考

- はされえないため、 えられる。ただし、 医療水準と異なり法的評価を受けない医療慣行が直ちに期待権の限界を画する基準として機能しうると 具体的な基準の定立には事例の集積と更なる検討が必要となる。
- 87 この点、生命侵害に比肩しうる後遺障害の場合にも相当程度の可能性侵害を認める立場によれば、 後遺障害慰謝料も並
- 89 88 るべき保険医療の水準を比較的想定しやすいため、 医療水準論に代表されるように、個別事例において差別化される余地はあるものの、我が国においては全国一律に実施され 延命が高度の蓋然性をもって認めることはできないが、相当な蓋然性をもって認められるというときには、 益を評価の対象に含める余地も残される。 個々の具体的事例に即してあるべき水準を決定せざるを得ない他の専門 財産的に逸失利

家責任の場合に比べて、客観化された主観的期待の概念を定立しやすいと考えられる。

90 判所平成十八年十月二七日第二小法廷判決・判例時報一九五一号五九頁)参照。 手術において開頭手術とコイル塞栓術の一方のみしか説明せずに手術を行なった医師に説明義務違反を認めた事例 平成十二年二月二九日判決・前掲注(36)、乳がんの手術に際して未だ医療水準にあるとは言えない乳房温存療法の可能性に 己決定権を侵害し精神的苦痛を与えたのであるから説明義務違反による慰謝料の賠償が認められるとした事例 ついて説明しなかった医師の説明義務違反を認めた事例(最高裁判所平成十三年十一月二七日判決・前掲注 絶対的無輪血手術を希望する患者に相対的無輪血手術しか行なわない旨の説明をせずに手術を成功させたとしても患者 <u>36</u> (最高裁判所 の自

(甲南法学'12) 53-2-90 (198)